

調査・研究ノート

WTO新ラウンドの構図と課題

一、はじめに

ウルグアイラウンド(以下UR)が正式合意してはや六年、WTOで新しいラウンド(多角的貿易交渉)が始まるうとしている。周知の通り、新ラウンドは昨年一二月にシアトルで立ち上げようとしたが、NGOの反対運動、各国の利害対立等により合意は決裂し、米国で大統領選が始まったこともあり再開の目処がたっていない。しかし、農業交渉についてはUR合意のなかで二〇〇〇年に再交渉を始めることが決まっております、この三月にジュネーブで農業委員会が開かれ、交渉は実質的にスタートした。

海外投資の不安定性が大きな問題になっており、それをWTOの場でルール化して欲しいという期待がある。投資問題についてはOECDで多国間投資協定(MAI)が検討されたが、この協定は多国籍企業の論理であり国家主権を侵害するものとの批判がNGOや途上国から起きて実現に至っておらず、投資ルールが今後WTOの場でどう扱われるか注目される。また、近年、労働団体(特に米国)や環境保護団体が「労働と貿易」「環境と貿易」の問題を取り上げており、WTOとしてこうした新たな課題にどう対処するのかが一つの焦点である。

も引き続き重要な交渉テーマである。URでは、農業保護の水準を計測する指標としてAMS(Aggregate Measure of Support)内外価格差×生産量+削減対象財政支出」という考え方が採用され、URではAMSを六年間で二〇%削減することが決まった。新ラウンドでは、このAMSのいっそうの引き下げ要求が出てくる可能性があり、削減対象からはずされた「グリーンボックス」や「ブルーボックス」の内容も討議される見込みである。

二、交渉テーマ

今回のラウンドは、正式な国際機関となつたWTOとしての初めてのラウンドであり、加盟が予定されている中国も含めた二一世紀の世界の貿易秩序を形成する重要なものである。

農業交渉も、基本的にはURの延長線上にあるということが出来る。主な焦点は、関税率引き下げ、国内保護削減、農業の多面的機能、食品の安全性であり、その内容は以下の通りである。

近年急速に注目されているものに、食品の安全性、遺伝子組み換え食品の問題がある。EUでは、狂牛病問題が起きたこともあり食品の安全性は消費者の重大な関心事になっており、最近も米国との間でホルモン牛肉を巡って激しい応酬があった。遺伝子組み換え食品についても、健康や環境

主な交渉テーマは、農業、サービス貿易、知的所有権、国際的投資ルール、アンチダンピング問題であり、URで積み残した課題が引き続き話し合われる見込みである。特に、日本の産業界にとつては、国際展開をするにあたってダンピング訴訟

URでは非関税措置を関税化したのが、国内農業への劇的な影響を緩和するため高い関税率が設定された。この関税率の引き下げが交渉される見込みであり、日本にとつては、米、小麦、乳製品の関税率が特に大きな問題である。また、輸出補助金問題

近年急速に注目されているものに、食品の安全性、遺伝子組み換え食品の問題がある。EUでは、狂牛病問題が起きたこともあり食品の安全性は消費者の重大な関心事になっており、最近も米国との間でホルモン牛肉を巡って激しい応酬があった。遺伝子組み換え食品についても、健康や環境

への影響についての懸念が否定できないことからEUは慎重姿勢をとっており、その点でも米国と対立している。

四・日本農業にとつての意味

日本農業にとつて最大の問題は、関税率引き下げ、農業保護削減、国家貿易のあり方であり、特に米、麦、乳製品が重要である。URでは高関税率が設定されたため関税の影響はほとんどなかったが、今後二次関税率が引き下げられると、国内価格に影響が及んでくるであろう。既に米、麦、牛乳・乳製品とも価格形成における市場原理の導入が着々と進められつつあるが、それによる価格低下がもたらす農業所得の減少をどう補うのが農業政策の重要な課題である。また、日本でもEUの条件不利地対策に学んで中山間地域への直接所得補償が今年から実施されることになったが、こうした支援措置が引き続きグリーンボックスとして認められるのかという問題もある。

なお、農村整備(土地改良事業)のための財政支出は、URではグリーンボックスに入れられたが、土地改良事業については自然環境という視点から制度を再検討する必要がある。日本は農業の多面的機能(外部経済)のみを強く主張しているが、農業には「外部不経済」(環境汚染)もあり、その観点からの対策(農業環境政策)や制度改革が求められている。

このように、UR以降、農業政策は国際

的協調の時代に入ったということができ、一国だけの論理で農業政策を運営することが困難になっている。諸外国の制度を知り、国際交渉、国内政策に望む必要がますます増大しているといえよう。

五・交渉の見通しと課題

今回のWTO農業交渉はURの延長線上にあるが、UR交渉開始時とは取り巻く状況が大きく変化している。

その一つは米国農業の状況の変化であり、UR開始当時は米国は深刻な農業不況にあったが、現在は平常状態に戻っている。また、米国は好景気により財政赤字が解消し、農業財政削減圧力が弱まっている。もう一つの変化は、EU、日本が農政改革を着々と進めてきていることである。EUは、一九九二年のCAP改革に続いてアジエンダ二〇〇〇を策定し、価格支持の削減と、農村政策、環境政策へのシフトを進めており、日本も新しい基本法を制定して農政改革に取り組みつつある。

さらに、中国がWTOに加盟する予定であり、途上国の主張が強まっていることも大きな変化である。途上国の中にはURの恩恵を受けていないとして自由貿易そのものに疑念を抱いている国も多くあり、今後途上国が一九七〇年代の「新国際経済秩序」の主張のように、先進国中心のWTO体制を批判し新たな国際経済秩序を要求して行く可能性もある。また、シアトル会議で象

徴的に現れたように、環境保護団体、市民団体のWTO批判が強まっており、自由貿易原理そのものに対する疑念、批判が強まっているということも注目すべき動きである。

このように、現在の世界の構図は八〇年代とは異なっているが、貿易の拡大を目指すWTOの性格上、新ラウンドが自由貿易を推進する方向で決着することは間違いない。しかし、UR農業合意は輸出国の論理であつたということは確かであり、日本にとつては、URのような欧米主導の決着とならないよう、自国の主張は堂々として行くべきであろう。その点からも、日本が自由貿易原理の限界を指摘し「食料主権」の主張を掲げることが理に適っていると言えよう。

WTO(GATT)は戦前(戦中)の教訓に学んで形成されたものであり、戦後、貿易紛争の解決の場として一定の役割を果たしてきたと評価すべき面もあり、「国際公共財」として今後も尊重すべきであると思う。しかし、「自由貿易」が全ての問題の解決につながるわけではなく、WTO協定の内容を環境、途上国、市民の立場を考慮した内容に改革していく必要がある。さもないと、今後モシアトル会議のようにNGOからの批判を浴び、WTOが世界の市民から尊重されるものとして生き残っていくことはできないであろう。(清水徹朗)